

平成23年第11回辰野町議会定例会会議録（15日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成23年12月16日 午後3時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

5. 会議事項

日程第1 議案第1号 辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第4号 平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）

日程第3 議案第11号 平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第12号 平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第15号 平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 請願・陳情についての委員長報告

日程第7 議員提出議案の審議について

発議第1号 環太平洋連携協定（TPP）への拙速な交渉参加反対を求める意見書

日程第8 議会閉会中の委員会の継続審査について

追加議事日程

日程第1 平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	住民税務課長	松井 夕起子
保健福祉課長	野沢 秀秋	産業振興課長	中村 良治
建設水道課長	漆戸 芳樹	水処理センター所長	一ノ瀬 保弘
教育次長	向山 光	病院事務長	荻原 憲夫
消防署長	赤羽 守	福寿苑事務長	宮原 正尚
両小野国保診療所 事務長		社会福祉協議会 事務局長	百瀬 辰夫

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	飯澤 誠
議会事務局庶務係長	赤羽 裕治

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番	岩田 清
議席 第 3 番	根橋 俊夫

9. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、第11回定例会第15日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長船木善司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(船木)

条例審査の委員長報告をさせていただきます。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました、議案第1号辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての1件について、去る12日担当課長、職員の同席を

求め慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って結果を報告します。議案第1号辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、この議案は平成24年2月から有線方法電話を地域情報告知システムに更新することに伴い、関係条例の一部を改正したいとするものです。まず説明では1つとして告知システム等の設置及び管理に関する条例の逐条説明、2つとして関連4条例の関連個所の説明がなされました。引き続き事前に提出しておいた質問事項についての説明がなされました。1つとして役場配信端末から加入者宅に至る「ほたるねっとシステム系統」及びほたるチャンネル、メールとの連携については系統図での説明、2つとして申込状況は12月12日現在、2,582件であり増えつつある状況との説明、更に3つとして役場職員が夜間にわたり勧誘に努めるといった説明がなされました。4つとして、一協力員が何件迄持てるか、の質問では4件迄といった回答、5つとして新規加入者負担金の1台につき1万円とした根拠についての質問では、審議会の中で通話機能もない点を考慮し妥当金額を見出したとの説明でした。委員からは町内全域カバーできるシステムであり、加えて緊急・防災情報も伝達されることから全家庭加入に向け取り組みを望み、全員一致で可と決しました。以上、1議案について委員会における審査の結果を報告いたしました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いし、委員長報告にします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号辰野町有線放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。ここで12月2日に辰野町長から提出された、議案第4号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第9号)について、12月12日付けをもって訂正したい旨の申し出があり

ました。平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正についてを日程に追加し、追加日程、日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正についてを日程に追加し、追加日程、日程第1として議題とすることに決定しました。ここで、暫時休憩をします。

（訂正議案 配布）

○議長

引き続き再開いたします。追加日程第1、平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正についてを議題とします。事務局長から朗読いただきます。

○議会事務局長

（事件訂正請求書 朗読）

○議長

町長から訂正の理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第4号を訂正するにあたり、その提案理由を申し上げます。辰野中学校における給食業務委託を実施するにあたり、一部条件が整っていない点があったため、平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の一部を訂正願うものがあります。第2条、債務負担行為補正を削除し、併せて歳入の基金繰入金4万5,000円の減額、歳出の辰野中学校給食事務の選定審査委員報酬4万5,000円を削除するものであります。減額及び削除に伴う予算の訂正箇所につきましては、担当課長より説明いただきますので、ご審議の上、原案訂正について許可いただきますようお願い申し上げます。

○教育次長

それでは私の方から訂正をお願いする箇所につきまして、お手許の当初提案分と今回差し替えをお願いをしているものとの概要を説明申し上げます。1ページをご覧ください。第1条ですが、第1項の29万9,000円の減額が34万4,000円の減額となります。また減額後の歳入歳出の総額がそれぞれ80億6,358万7,000円となり

ます。第2項は変わりありません。第2条の債務負担行為の補正は削除になり、第3条の地方債の補正が第2条に繰り上がります。2ページでは20の繰入金と02基金繰入金及び、下の歳入合計の補正額と計の欄がそれぞれ変わります。細かい数字については只今申し上げた数字と、お手許の概要がございますのでご覧いただきたいと思ひます。4ページの歳出ですが、10の教育費の合計の欄と03中学校費、それから下の歳出合計の補正額及び計が訂正になります。5ページでは第2表が全面削除になります。したがって6ページ以降ページが繰り上がりまして、6ページの第3表が第2表に変わります。訂正前の7ページ、訂正後で6ページになりますけれども歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入20繰入金の補正額及び計、それから下の歳入合計の補正額及び計が訂正になります。訂正前の8ページ、訂正後の7ページになりますが歳出の10教育費の補正額計、及び一番右の一般財源、それから一番下の行の歳出合計の同じく補正額計、一般財源が訂正になります。38ページ、訂正前の38ページ、訂正後のものでいきますと37ページになりますが、事業番号1040辰野中学校給食事務、この所が全面削除になりまして、これに伴いまして上の学校給食費の補正額及び計、それから一番右の一般財源の内訳額、更にはその前のページの03中学校費の補正額及び計が訂正になります。最後に訂正前の41ページ、訂正後の40ページをお開きいただきたいと思ひます。給与費明細書であります但特別職の補正額の段のその他の特別職、職員数が1,508から1,503、5人減になりまして報酬額が4,104万6,000円が4,100万1,000円になります。これに合わせまして右の方の給与費の計の欄、それから一番右の合計の欄、それからその下の行になりますが計の欄が同様に訂正になります。これと合わせて一番下の段の比較の所の計、その他の特別職とそれから計の欄も行も同様に訂正になります。細部の数字につきましてはお手許の数字が訂正箇所ということで示してございますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を行います。ありませんか。

○船木（7番）

それでは25ページをお願いしたいと思ひます。新しいので25ページですが、ここに環境衛生事業の中に補助金として太陽光発電システム設置補助金が・・・

○議 長

船木議員これはちょっとあとの議題になりますので、のちほどお願いいたします。

○船木（7番）

そうですか。はい、申し訳ありません。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっています、平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正について、を許可することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）の原案訂正について許可することに決定しました。日程第2、議案第4号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。これより質疑、討論を行います。

○宮下（11番）

25ページのさきほど船木議員から出ました03環境衛生事業の太陽光発電システム設置補助金ですけれども、これ何台、何台というか何件というか、件数についてお聞きしたいと思います。それと今後まだまだ続けていくのかどうかということ。それからもう一つその下に報奨金159万でありますけれどもその報奨金、講師謝金とありますけれども金額が非常に大きな金額ですので、この講師、講演会だと思えますけれどもどのようなものなのか説明をお願いします。

○住民税務課長

それでは太陽光発電システムについてご説明いたします。こちらの方は当初45件を見込んでおりましたけれども、11月末現在で45件すっかりなくなってしまいました。それで月平均にしますと6件あたりとなりますので、12月以降3月までの6件平均で24件、周りを見まして25件で予算を計上いたしました。それから今後につきましてですけれども、これ平成21年の途中からできた制度でございまして、今のところ循環型のまちづくりを推進するためということで補助金を交付しております。

ですので23年度中はこちらでお願いをしながら、また新年度につきましてもとりあえず同様に進めていきたいとは思っておりますけれども、これ以後これから予算編成に入りますのでそこでまた検討していきたいと思っております。それから地方消費者行政の関係の報奨金の関係でございますけれども、来年の2月の末頃、消費者行政の活性化事業といたしまして、様々なトラブル等の消費者問題についての講演会を予定しております。現在講師につきましては選定中でございますけれども、テレビとかマスコミ等で活躍されている知名度の高い方をお願いをしたいと考えております。そのための謝金でございます。ちょっとそういう関係で金額多めですけれども参考謝金を計上いたしました。またこの経費につきましては全て地方消費者行政の活性化交付金ということで県に基金が設けられておりまして、市町村に全額交付されるものでございます。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○根橋（3番）

2点お願いしたいと思いますけれども、まず16ページの一般管理事務の中に弁護士法律相談謝礼ということで50万今回盛っているわけですが、これはどういう内容なのかということが1点。2点目は38ページでスポーツ公園等管理事務の中で委託料としまして特殊建築物等報告書作成業務委託というのがあるわけですが、それとその上に修繕料として60万あるわけですが、この内容についてご説明いただきたいと思えます。

○総務課長

私の方からは16ページの弁護士の法律相談謝礼の関係の報償費の関係について説明をさせていただきます。こちらにつきましては万五郎地区の団体営の圃場整備の事業に絡みまして、事業主体は町でございますがこちらの清算に関わります異議申し立てがございまして、そちらの調停を顧問弁護士に依頼をしたものでございまして50万円を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○教育次長

スポーツ公園管理事業の委託料の増額補正でございますが、パークセンターふれあいの特殊建設物等報告書作成業務委託料でございまして、隔年で行うべきものでございますが、管理主体がこの間、変わったものですから当初予算に見込むことを

積算漏れであったために今回補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。それから修繕料でございますけれども、当初予算に見込んでおりませんでした補修がいくつか重なりましたのでここで補正をお願いをし、対応をするものでございます。以上です。

○根橋（3番）

最初の弁護士の法律相談ということなのですが、当初に弁護士と顧問弁護士ですかね、それを予算化している筈なのですが、その中にはこの業務っていうのは入らないっていうことでしょうか。

○総務課長

年間を通じての顧問弁護費用は相談には乗っていただける部分でございますけれども、その業務量が増えてきた場合にはそれぞれの案件につきまして個々の清算となります。

○議長

ありませんか。

○岩田（2番）

今の根橋議員の質問にありましたけれど、38ページの特殊建築物、これについてですけれども特殊建築物の定義とその根拠法についてちょっと説明いただきたいと思います。それからもう1点でございますけれども、これは28ページ、12ですか地理情報管理システム賃借料というのと、その下の方にですね地籍調査事務支援システム賃借料、これについてご説明いただきたいと思います。

○教育次長

特殊建築物等の報告書作成業務の根拠法令でございますが建築基準法第12条第1項に基づくもの、というふうに認識しております。その定義につきましてはちょっとそこに記されているということで、手元に持ってきておりませんので申し訳ございません。

○産業振興課長

28ページの地籍調査の関係をご説明いたします。事業名の0650の地籍調査の総務事務の関係の14のシステムの賃借料の関係でありますけれども、こちらの方は単費出町で管理しております地籍調査の情報の賃借料であります。それから0651の関係の14のシステムの賃借料でありますけれども同じ情報ではありますけれども、0651の方は

補助事業で対象としてみていただける費用でありまして、名前を変えてるだけで内容的には同じものであります。以上です。

○岩田（2番）

特殊建築物の方なんですけれども、では今回対象となっている特殊建築物とは何なのか。町の中にどのくらいそういう特殊建築物に対象の建物があるのか。

○教育次長

町全体につきましては各所管がございますので大変申し訳ございません、私の方では把握しておりません。今回につきましては、さきほどもうしあげましたようにパークセンターふれあいに関しての委託料の増額ということで、これにつきましてはさきほども申し上げましたが、隔年の検査義務があるということで2年前が管理主体が違っていたために23年度当初予算に計上する段階で漏れてしまったということで、大変申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

○議長

ほかにありませんか。

○宇治（13番）

29ページの林業事業ですけれども、08の報償費、報奨金ですサルの捕獲予定数、イノシシの捕獲予定数を合わせてお分かりであれば今までの実績が何頭かをお尋ねします。その下のですね補助金ですけど新規何名を予定をしているかをお尋ねします。

○産業振興課長

報償費の関係でありますけれど、サルにつきましては当初70でありましたけれど、80頭プラスいたしまして150頭。それからイノシシにつきましては当初105頭を65頭プラスして170頭を予定しております。現在までの捕獲数でありますけれど、ちょっと資料的に8月末の数字でございますけれどサルが37頭、イノシシが121頭であります。それから狩猟免許の関係でありますけれど、ワナ、オリの免許取得で15人分を予定しております。以上です。

○議長

ありませんか。

（なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。日程第3、議案第11号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第12号平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（4番）

6ページの内容を確認ください。6ページの医療収益の中で05の供託介護サービスがマイナス200万円という形の状況になっております。この項目は非常に重要な項目ですし平成22年度の実績1,170万円の実績で、23年度はそれに上乗せするという事で1,800万円を乗っけているという形で、非常に頑張った計画であったんではないかっていうような気がいたしますが、その中で今回減額修正をするという状況につきましてその経緯と供託介護の実態について、ちょっとお話をいただきたいと思えます。

○辰野病院事務長

お答えいたします。訪問リハビリテーション収入であります。平成21年の年につきましては1年間あります概ね890万円。それから22年度が1170万円という

ふうに移してきたわけであります。平成23年度3人体制でやってくということ
当初議員ご指摘のとおり1800万円の当初予算盛ったわけでありますが、9月末現在
の半期でありますけども、830万円ということで概ねそのまま推移したとしても、
倍にすれば1,600万円台の数字ということで少し1,800万円届かないため200万円
の減額補正をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長

ありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号平成23年度町立辰野総合病院
事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の
とおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第
5、議案第15号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題と
いたします。これより質疑、討論を行います。

○根橋(3番)

6ページと10ページに関連するかと思うんですけれども今回、国の方から地域支
援事業交付金ということで106万5,000円が来てそっくりそれを基金の方へ積み立
てる内容になっているわけですけれども、これはどういう基金なのか。一般のいわ
ゆる今まで介護保険会計で持っている基金と何か違うのかどうか、違うとすればど
ういふうに今後この基金は活用されるのか、ご説明いただきたいと思います。

○保健福祉課長

お答えをいたします。今回の地域支援事業交付金につきましては、介護保険の今
回は22年度分、過年度分の収入でございます。この事業につきましては、役場の
保健福祉課の職員が実際にやっている部分の補助金の部分でございます。したが
いまして過年度分ということでもございますので、その年度内に年度の収支に影響を
与えないように基金の方へ積立をしていくということで、処理をさせていただいて
おります。以上です。

○議 長

ありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第6、請願、陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会に付託となりました、陳情第12号、国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書、陳情第13号、県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書、請願第14号、T P P(環太平洋連携協定)交渉参加への反対を求める請願書、陳情第15号、T P P参加に向けた協議の中止を求める陳情について、総務産業常任委員長、船木善司議員より審査結果の報告を求めます。

○総務産業常任委員長(船木)

請願陳情についての委員長報告を行います。去る12月2日、当委員会に付託されました陳情第12号、国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書、陳情第13号、県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書、請願第14号、T P P(環太平洋連携協定)交渉参加への反対を求める請願書、陳情第15号、T P P参加に向けた協議の中止を求める陳情、の4件について12日委員全員出席のもと、陳情第13号については建設水道課長の出席を求め説明を受け、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第12号、国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書の採択を求める陳情、陳情者、上伊那民主商工会、会長、滝沢孝夫。この陳情は、国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求めるとした陳情です。委員からは1つとして消費税増税は東北の人々にも一様に負担が増すものであり、また2つとして行財政改革等、もっと先にやらねばならないことがあるため増

税にはあくまでも反対の意見。3つとして今は増税に踏み切るべきではないが、益々膨れ上がる介護費等のためにはいずれ増税も必要だろうといった意見。更に、4つとして現時点増税には反対であるが、次第に国の方針もある程度見えてくるだろうことから、今勉強すべきである等々多くの意見が出され、採決の結果、継続審査5、採択1で継続審査と決しました。

陳情第13号、県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情、陳情者、上伊那民主商工会、会長、滝沢孝夫。この陳情は県に対し、住宅リフォーム助成制度の創設を求めるとした陳情です。前段、建設水道課長から1つとして23年度当町は2回の補正800万円で1億2,000万円の工事量の見込み。2つとして近隣市町村の補助の状況及び次年度予定等の説明がなされました。委員からは1つとして個人資産への支援であり、資産の増加に繋がることは公平性の観点からはいかなるものか。2つとして県議会で何ら審議されていない事案について、県へ陳情するといったことは現状にそぐわないといった意見。3つとして仮にこの制度が実施された場合、対象業者は県下全域となり町内業者の仕事に繋がるか疑問である。4つとして景気浮揚策の観点から趣旨は理解できる、といった意見等が出され、議論の末、全員一致で趣旨採択と決しました。

請願第14号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求める請願書、請願者、上伊那農業協同組合、代表理事組合長、上伊那農政対策委員会、委員長、宮下勝義、紹介議員、三堀善業。陳情第15号、TPP参加に向けた協議の中止を求める陳情、陳情者、上伊那農民組合、代表、竹上一彦。陳情15号については、TPP参加に向けた協議の中止を求める陳情とあるが、内容は交渉参加への反対を求める陳情であることから2件を一括審議しました。なお審議前段、請願14号の紹介者である三堀議員から説明がなされました。委員からは1つとして農業問題についてはある程度資料が出回っているものの、医療・保険・雇用・金融等についての資料も乏しく、課題が明確でない現在、賛否の判断もできない。2つとしてTPPのメリット・デメリットが明確に説明されていない現段階では、拙速な参加表明をすべきではない。3つとして工業関係は交渉参加に前向きであるが、それは大企業であって日本の99%を占める中小企業はどうなるか見えない現状では交渉参加反対である、などなど多くの意見が出され議論の末、委員全員一致で採択に決し意見書提出としました。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただき

ますようお願いするものです。以上、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。まず陳情第12号、国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

続いて討論を行います。委員長報告は、継続審査です。委員長報告に反対者の発言を求めます。

○根橋（3番）

陳情12号の国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書を委員長報告では継続審査ということですが、それには反対をし採択を求める立場で討論をしたいと思います。陳情趣旨は野田首相がG20で2010年代半ばまでに段階的に消費税を10%まで引き上げること、及び関連法案を2011年度内に提出すると国際公約をし、更にAPECにおいても同法案の成立の全力を尽くすと発言をし、税と社会保障の一体改革の名のもとに消費税増税を強行する構えであることから、消費税増税反対の意見書を国に提出することを求める陳情であります。さて国民の税負担のあり方については、いわゆる税制を通じての国民所得の再配分という考えが歴史的に隔離されてきた大きな柱の1つであり、この所得格差が大きくなっている今日、その意義は更に大きくなっているというふうに考えます。アメリカで始まりました99%の貧困層と1%の富裕層のこの格差是正を求める運動が象徴しているように、日本でも富裕層はますます富みを蓄積し、貧困層は増加の一途であります。いわゆる中間層といわれた階層が消滅をし、所得格差が拡大をしているのです。こうした状況下で消費税を増税すれば低所得者ほど税負担が重くなり、生活破綻が広がることが目に見えています。なぜなら国民の衣食住に関する費用は所得格差ほどの格差は少ないからであります。しかも消費税は消費するたび、即座に徴収される制度であり諸外国のように食料品などの非課税措置がないもとでは、他の税でみられるような低所得者への減免などの制度はなく、情け容赦のない税金であること。また所得から真っ先に徴収される税金のため、町民税や国保税などあとから徴収をしていかなければならない税金は、結局滞納となってしまう恐れが多分にあることな

ど税徴収全体においても大きな問題を残すことに繋がってまいります。更に無視できないことは、東北の被災地の皆さんは着の身着のまま避難をされており、衣食住全てにおいて更に多くの消費をせざるを得ず、今後、被災者の皆さんに多額の消費税負担を求めることとなり、被災者にムチ打つことに繋がります。年明けの通常国会ではこの消費税増税問題は大きな争点となることは必定であり、今ここで消費税増税反対の意見書を提出することが正に町民の気持ちを代弁することになると考えます。3月議会までに検討するというのでは遅すぎます。今議会で陳情を採択し消費税増税反対の意見書を政府に提出することを求めます。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を求めます。

○三堀（12番）

私は委員長報告に沿った形でもって賛成する意見で申し上げます。税というのはいろいろの観点の見方があると思います。この消費税について今、根橋議員の方から言われた大変、直接響くという重い、意味もあります。私はそれもこの公平の観点から言えば、当然この消費税というものがある程度のウエイトを持って然るべきではないかというふうに考えます。将来的には段階を経て10%くらいの消費税を設定するということがこれから必要じゃないかと思いますが、現在のところでみますと今、社会福祉だとかいろいろの財源としてのものであるかどうか、それで今、根橋議員も指摘されたように被災地の人たちにも同等にかかってくというようなことがあります。それで現在の段階では国がまだ定まってない。どのような形になってるか政府あるいは民主党の中でも賛否両論が拮抗、いやむしろその増税反対という方に傾いているじゃないかというような事態もございます。それからこの財源がどのようなものになっていくか、というそのところがまだハッキリ見えておりません。いろいろの観点を総合しますとこの消費税については動向を見極めて3月でもよろしいじゃないかと。継続が妥当であるというふうに理解しまして、委員長報告に賛成いたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議 長

討論を終結します。これより陳情第12号、国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書を採決いたします。反対の意見がありましたので、起立により採決します。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 11名)

○議 長

起立多数であります。よって陳情第12号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第13号、県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書について質疑・討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより陳情第13号、県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第13号は委員長報告のとおり決しました。次に請願第14号、T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加への反対を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより請願第14号、T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加への反対を求める請願書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第14号は委員長報告のとおり決しました。次に

陳情第15号、T P P参加に向けた協議の中止を求める陳情について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより陳情第15号T P P参加に向けた協議の中止を求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第15号は委員長報告のとおり決しました。日程第7、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号、環太平洋連携協定(T P P)への拙速な交渉参加反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、環太平洋連携協定(T P P)への拙速な交渉参加反対を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。日程第8、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。12月2日から2週間に及びます長い12月議会でごさいました。それぞれご審議いただき、またいろんな提案をいただき大変にありがたく感じております。さて辰野町もいよいよこの時点から来年度予算に入ってくわけでありまして、まずは副町長査定、また来年の1月中旬以降は町長査定ということになります。今回ご指摘いただきました一般質問要望等々、いつもできるだけ要望が叶えるようにということで一部でも組み込むような姿勢で予算を作っているわけではありますが、今回は特にこの政権政党の特殊性と言いますか、党内の中でもってハッキリしないという部分もあります。今もお話がありましたような問題。消費税問題、子育て、子ども支援金の問題、名前が変わるようではございますけれども、そして国民に直結いたします消費税をどういうふうにするのかっていろんなことがまだ定まっていない状態であるわけでありまして、これにかえて加えまして、東日本大災害等々の復興資金の問題もまだはっきりは決まっていない、というような状況下であります。したがって今日現在でありましてはまだ各地方に対します24年度の交付金に対する通達が全くなされていないのが現下で、現状であります。こういう中で予算策定というものは大変に難しいことになってくわけではありますが、更にかえて加えまして辰野町でまた世界でも有力企業でもありますオリンパス株式会社の税金の返還の問題等が今後取りざたされてくるかと思いますが、それらも非常に大変なことになってまいります。これらを踏まえまして一所懸命、また知恵を絞って作らせていただきますが、いずれにしましても苦しい時、苦しい時の楽なことは私は今まで1回もなかったわけではありますが、特に苦しい状況下に入ってまいります、その時の生き方もやはり人間の経験と知恵でまた持ち上げていき、そして住民負託にできるだけ応えるような方向性を取ってもらいたい、こんなふうに思っております。どうか皆さん方もそのへんを是非踏まえた上での、またご示唆をいただければ、このようにお願いを申し上げます。お願

い申し上げまして12月議会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。
大変にありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、12月2日に開会いたしました
平成23年第11回辰野町議会定例会を閉会といたします。15日間にわたる長丁場、大
変ご苦労さまでした。

10．閉会の時期

12月16日 午後 16時 00分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したもの
であって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 2 番

署名議員 3 番